



§ 1 52年ぶり、「ブロッコリー」が「指定野菜」に認定

この度農林水産省より、2026 年度から「ブロッコリー」を「指定野菜」に認定すると発表がありました。1974 年に指定された「ジャガイモ」以来 52 年ぶりに「指定野菜」に品目が追加されることになります。今月はこの「ブロッコリー」と「指定野菜」「野菜指定産地」その制度についてご紹介させていただきます。



「ブロッコリー」は、地中海沿岸原産の野生種ケールを起源とするアブラナ科の野菜で、花蕾と茎を食用とします。日本には明治の初期に渡来しましたが当初はあまり普及しませんでした。緑黄色野菜が注目された 1980 年代から日本の食卓に上がるようになりましたが、当時は米国産の輸入品が大半でした。2000 年以降、一大産地である北海道を筆頭に、全国各地で栽培が始まり、年々作付面積は増え、収穫量も拡大していきました（2003 年：10 万 7500 t⇒2014 年 13 万 400 t⇒2022 年 17 万 2900 t）。今では、品種改良や栽培技術の進歩により、夏の時期でも十分な供給量が確保され、1 年を通して国産品の供給が可能となり約 9 割が国産でスーパーの棚に並ぶようになっております。

ブロッコリーの生育温度は 18－20℃で冷涼な気候を好みます。そのため 6－8 月播種の 11 月以降に収穫する夏まき秋冬どり栽培が主流ですが、北海道・東北・長野などの高冷地では春まき夏どり栽培が、関東以南の暖地では夏まき冬春どり栽培がおこなわれています。また、ブロッコリーは比較的軽量の作物であり、重量作物に比べ収穫や運搬作業の負担が軽度なこともあり、高齢化の進んでいる農村での栽培面積も増えてきております。

ブロッコリーは、食物繊維やミネラル、ビタミンなどの栄養素が豊富に含まれていることに加え、茹でただけで食べられる手軽さや、調理方法も幅広く様々な料理に使用されるのも魅力です。また、野菜には珍しくタンパク質が豊富に含まれており、昨今の美容・健康志向もあり、効率的に筋肉をつけられる食材としても注目されて、消費量も年々増加傾向にあります。

「指定野菜」とは？

消費量が特に多いことから国が安定した供給が必要と認めた野菜のことで、「野菜生産出荷安定法」という法律に基づき、「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの」と定義されており、農林水産省が品目を決めています。2024 年 2 月時点では 14 品目（キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、馬鈴薯、ピーマン、ほうれんそう、レタス）が認定されています。

「野菜指定産地」とは？

指定野菜の安定的な出荷を図るため、国が集団産地と認めた地域のことです。厳密には「指定野菜の出荷が行われる一定の生産地域であって、その出荷の安定を図るため当該指定野菜の集団産地として形成することが必要と認められるもの」を都道府県知事の申し出を受け、農林水産大臣が指定した産地を言います。2024 年 2 月時点で 873 産地が指定されています。

「特定野菜」とは？

国民の消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜として 35 品目を認定。アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カキワ、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、小松菜、さやいんげん、さやえんどう、春菊、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しい

たけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、水菜、三つ葉、もやし、やまのいも、レンコン、ししとうがらし、分葱、らっきょう、ニガウリ、オクラ、みょうが（26年度より指定野菜へ移行）
また、特定野菜にも「特定野菜等供給産地育成価格差補給金制度」があります。

「指定野菜」を栽培するメリット

- 1) 高需要で安定した収入が見込めます。指定野菜は消費量が安定して多い野菜を対象とし、毎年安定した需要が見込めます。農林水産省は、指定野菜については、次期分作の需要量、供給量、作付面積に関するガイドラインを作成しており、安定した需要と供給バランスがとられています。
- 2) 価格下落時に補給金の支給があります。指定野菜は、「指定野菜価格安定対策事業」により、対象野菜の価格が著しく下落した場合には、事業に加入しており交付対象となる生産者に対して、補給金が交付されます。この事業は、生産者、道府県及び国が積み立てた資金を財源とし、販売した野菜の平均販売価格が平均価格の90%（保証基準額）を下回った場合、保証基準額と平均販売価格の差額（70～90%）を補填（補給金を交付）してくれます。

＜補給金の交付対象＞

- ・ 指定産地で生産された野菜であること
- ・ 登録出荷団体にあっては事業に参加している生産者が生産した野菜であること。
- ・ 登録生産者については直接出荷した野菜であること。
- ・ 機構が定める卸売市場等へ出荷された野菜であること
- ・ 機構が定める規格（重量、品質、包装形態）以上の野菜であること
- ・ 保障基準額を下回った旬に販売された野菜であること

野菜価格安定制度の概要

- 「野菜生産出荷安定法」に基づく野菜価格安定制度では、主要な野菜について、
 - ① 出荷の安定を図るために集団産地として形成することが必要な生産地域（指定産地）を定め、生産・出荷を計画的に推進するとともに、
 - ② 著しい価格低落時には、生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金を交付すること
 等により、国産野菜の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を確保することを目的としている。

野菜の種類

指定野菜（14品目）

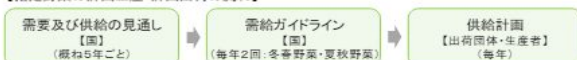
国民の消費生活上重要な野菜

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

★ブロッコリーを指定野菜に追加予定

（令和6～7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用予定）

【指定野菜の計画生産・計画出荷の流れ】



特定野菜（35品目）

国民の消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜
アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セリリ、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

指定産地等の要件

品目	指定産地	特定産地	
	指定野菜	特定野菜	指定野菜
作付面積 ※1	葉菜類・根菜類 20ha以上 果菜類（夏秋） 12ha以上 果菜類（冬春） 8ha以上	概ね5ha以上	葉菜類・根菜類 概ね10ha以上 果菜類 概ね5ha以上
出荷割合 ※1-2	2/3以上	概ね2/3以上	概ね1/2以上

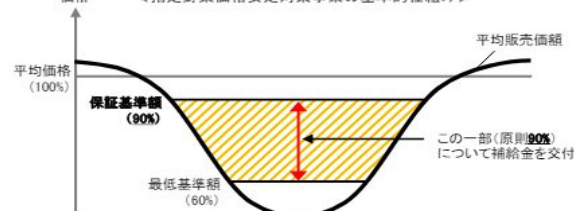
※1 複数の品目で指定産地となる場合等には緩和措置がある

※2 出荷割合とは、区域内の当該野菜の出荷数量に占める共同出荷組織及び大規模生産者（又は相当規模生産者）による出荷数量の合計の割合を指す。

価格低落時の補てん

指定野菜・特定野菜の市場価格が低落した場合に、生産者補給金を交付

＜指定野菜価格安定対策事業の基本的仕組み＞



	指定野菜価格安定対策事業	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
対象野菜	指定野菜	特定野菜、指定野菜
産地要件	指定産地	特定産地
提出割合 （国：都道府県・生産者）	3:1:1 ^{※2}	1:1:1 ^{※3}
平均価格	過去6年間の卸売市場価格を基礎に算出	
保証基準額	平均価格の90%	平均価格の90% ^{※4}
最低基準額	平均価格の60%（標準）	平均価格の55% ^{※4}
補てん率	原則90% ^{※5}	80%

※1 届出割合は、国・都道府県・生産者

※2 指定野菜のうち葉菜類（キャベツ、たまねぎ、秋どだいこん、秋どはくさい）については国・都道府県・生産者＝65:17.5:17.5

※3 特定野菜のうちアスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン、ブロッコリーについては国・都道府県・生産者＝2:1:1

※4 特定野菜の届出の原則

※5 産地区分に応じて70%～90%

今月は指定野菜に認定される「ブロッコリー」とその「指定野菜」の制度についてご紹介しました。指定野菜に認定されることで、今後ますますブロッコリーの生産量は増え、需要も増えていくと思われます。今後のブロッコリーの産地育成や消費動向には注目です。

夏季休暇のお知らせ

8月12日～14日まで、何卒ご了承のほど、お願い申し上げます。